

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成30年4月20日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 北沢PR戦略会議運営等業務委託

(2) 事業の目的

北沢PR戦略会議とは、小田急線上部利用施設等の整備によるまちの変化に伴い、地域の皆様による区施設の活用や、上部利用施設及びその周辺の「まちの魅力」を高める活動を検討し、実践していく場である。この会議はテーマ別の部会活動を中心に全体会議を開催するとともに、その成果を地域に向けて発信するための報告会を開催している。

本委託では、北沢PR戦略会議の活動を支援するとともに、エリアマネジメントなどの住民が主体となる地域経営について検討を行う。

(3) 対象

小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）上部利用施設周辺の地域住民及び沿線利用者

(4) 業務内容

<平成30年度委託概要>

1) 北沢PR戦略会議の運営

全体会議の開催

小田急線上部利用周辺地域における地域住民、沿線利用者の参加する各部会を集めた全体会議を開催する（1回程度、参加者80人程度を想定）。

報告会の開催

北沢PR戦略会議の各部会の取り組みを、地域の方々に向けて発信する報告会を開催する（1回程度、参加者100人程度を想定）。

2) 北沢PR戦略会議の部会活動の支援

現在の9部会の支援（部会数は変更する場合がある）

テーマ

情報発信 / イベント案内 / 基礎データの収集・分析 / 新しい公共空間を考える / ユニバーサルデザイン / 下北沢駅駅前広場 / 新しい公共空間の運用ルール / 緑・エディブル / 案内・コンシェルジュ

その他の活動の検討

上記以外に北沢PR戦略会議にて提案のあった意見について、部会とは別にプロジェクトチームを設置し、活動内容、手法についての検討を行う。

- 3) 北沢PR戦略会議への専門家派遣
部会活動を円滑に進めるために、ファシリテーターや講師などの専門家を派遣する。
派遣内容等は、今までの活動内容を尊重し、部会や区担当と調整すること。
- 4) 下北沢駅前仮設案内所に掲示する区情報資料の作成
北沢PR戦略会議や小田急線上部利用に関する事業内容やスケジュールなどを区の
担当者と協議し資料作成をする（A1版2枚程度を3回程度）
- 5) ニュースの作成
北沢PR戦略会議及び各部会の取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、
ニュースを作成する（A4版1枚片面2回、A3見開き版1枚2回程度）

<平成31年度委託概要>

1) 北沢PR戦略会議の運営

全体会議の開催

小田急線上部利用周辺地域における地域住民、沿線利用者の参加する各部会を集めた全体会議を開催する（1回程度、参加者80人程度を想定）

報告会の開催

北沢PR戦略会議の各部会の取り組みを、地域の方々に向けて発信する報告会を開催する（1回程度、参加者100人程度を想定）

2) 北沢PR戦略会議の部会活動の支援

現在の9部会の支援（部会数は変更する場合がある）

テーマ

情報発信 / イベント案内 / 基礎データの収集・分析 / 新しい公共空間を考える /
ユニバーサルデザイン / 下北沢駅前広場 / 新しい公共空間の運用ルール /
緑・エディブル / 案内・コンシェルジュ

その他の活動の検討

上記以外に北沢PR戦略会議にて提案のあった意見について、部会とは別にプロジェクトチームを設置し、活動内容、手法についての検討を行う。

3) 北沢PR戦略会議への専門家派遣

部会活動を円滑に進めるために、ファシリテーターや講師などの専門家を派遣する。
派遣内容等は、今までの活動内容を尊重し、部会や区担当と調整すること。

4) 下北沢駅前仮設案内所に掲示する区情報資料の作成

北沢PR戦略会議や小田急線上部利用に関する事業内容やスケジュールなどを区の
担当者と協議し資料作成をする（A1版2枚程度を3回程度）

5) ニュースの作成

北沢PR戦略会議及び各部会の取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、
ニュースを作成する（A4版1枚片面2回、A3見開き版1枚2回程度）

(5) 履行期間

契約の日から平成32年3月20日まで

（委託契約は年度ごとに行い、平成30年度の履行内容が良好と認められること、予

算案が区議会で議決されることを条件として、平成31年度の契約を行う。平成30年度の履行期限は、平成31年3月20日まで。）

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (3) 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (7) 平成25年度以降に住民参加を主体とした業務委託の受託実績があること。

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4. 評価項目

- (1) 企業実績(業務実績、地域精通度)
- (2) 予定技術者実績(実務実績、地域精通度)
- (3) 特定テーマに対する提案(業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性)
- (4) 資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)
- (5) 業務実施体制(実施体制の妥当性)
- (6) 工程計画(妥当性)

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18(北沢タウンホール11階)

電話: 03-5478-8031 / FAX: 03-5478-8019

E-mail: SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間(土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成30年4月20日(金)から平成30年5月2日(水)まで

2) 交付場所及び方法

上記(1)にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#) [街づくり](#) [各総合支
所管内の街づくり](#) 「北沢PR戦略会議運営等業務委託」の公募型プロポーザル方
式に関わる手続き開始のお知らせ に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成30年5月2日(水)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成30年6月4日(月)午後5時まで

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

「北沢PR戦略会議運営等業務委託」(平成31年度分)(予定)

平成31年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

(5) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は、5.(2)の説明書による。